令和　　　年　　　月　　　日

千　葉　県　知　事　　様

　　申請者　　　　　　　　　　　印

誓　約　書

申請者は、以下の点について誓約します。

　　○常勤役員等（該当者がいる場合は、常勤役員等を直接に補佐する者も含む）は、承継の効力の発生する日から　　　　　　　　　　　　　に常勤すること

　　○専任技術者は、承継の効力の発生する日から　　　　　　　　　　　　　　に専任すること

○常勤役員等（該当者がいる場合は、常勤役員等を直接に補佐する者も含む）　　の常勤性及び専任技術者の専任性の確認資料について、承継の効力が発生する日から２週間以内に提出すること

○設立した法人の登記事項証明書、県税事務所又は税務署に提出した設立等報告書等（受付印のあるもの）の写しについて、承継の効力が発生する日から３０日以内に提出すること

また、これらを違反した場合、建設業許可の取消等の監督処分がありうることを　十分に理解しています。